

建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて（改正）

国土交通省土地・建設産業局建設業課長から「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付け国土建第272号）が通知されたことに伴い、上市町で発注する建設工事等について、技術者等の取扱いを当面の間、以下とおりにするので、お知らせします。

1 現場代理人の現場兼務の緩和（一部追加措置）

次の場合については、現場代理人を兼務させることができるものとする。

なお、この取扱いは平成26年3月1日以降に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用する。

（1）現場代理人を兼務させることができる場合は、次の1または2の場合に限る

1、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を調整した工事（近接工事）

2、以下の全てを満たす場合

(a) 工事現場相互の間隔が 10km程度 に近接していること

(b) 兼務する工事の件数は、他の発注機関の工事も含め2件であること

(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること

(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

（2）現場代理人兼務工事の申出及び承認

受注者は、現場代理人を兼務配置したいときは、発注者に対し別添1「現場代理人兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「現場代理人兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。

発注者との連絡体制を確保すること。

2 主任技術者の専任に係る取扱いについて（新たな措置）

同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の取扱い（兼務）について、以下のとおり運用します。

なお、この運用は平成26年3月1日以降に申出のあった工事から適用する。

(1) 専任を要する主任技術者を兼務させることができる工事は次の1及び2、3を満たすものとする。

- 1、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施行にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が 10km 程度 に近接した場所であること。(災害復旧工事は除く)
- 2、同一の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含まれる場合は2件であること
- 3、低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと

(2) 主任技術者の兼務工事の申出及び承認

受注者は、専任を要する主任技術者を兼務配置したいときは、発注者に対し別添2「主任技術者兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「主任技術者兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理及びその他技術上の管理等に支障をきたさないこと。